

## 平成25年度個人情報保護制度の運用状況

## 1 個人情報取扱事務の届出状況

個人情報を取り扱う事務の実施機関別の届出状況は、表1のとおりです。

表1

(単位：件)

実施機関		届出件数			現在数
		開始	変更	廃止	
市 長	会計室	0	0	0	1
	市長室	3	4	3	11
	総務企画局	2	0	0	7
	財政局	2	16	0	25
	市民局	3	3	3	54
	こども未来局	1	8	1	63
	保健福祉局	9	107	6	184
	環境局	3	17	1	48
	経済観光文化局	6	5	0	29
	農林水産局	1	0	0	28
	住宅都市局	4	10	4	80
	道路下水道局	2	8	1	47
	港湾局	3	7	0	12
	区役所	3	1	1	6
	小計	42	186	20	595
議長	0	0	0	2	
教育委員会	0	6	0	45	
選挙管理委員会(市・各区)	0	0	0	81	
人事委員会	0	0	0	0	
監査委員	0	0	0	1	
農業委員会	0	0	0	6	
固定資産評価審査委員会	0	0	0	1	
公営 企業 管理者	水道局	1	1	0	13
	交通局	0	3	0	7
消防長	消防局	0	0	0	34
地方独立行政法人福岡市立病院機構		0	0	0	1
福岡市住宅供給公社		0	2	0	6
福岡市土地開発公社		0	2	0	2
合計		43	200	20	794

備考 現在数とは、平成26年3月31日現在の取扱件数をいう。

## 2 保有個人情報の開示の請求等の状況

### (1) 保有個人情報の開示の請求

保有個人情報開示の請求件数とその処理状況は、**表2**のとおりです。

**表2**

(単位：件)

年度	請求件数	処 理 状 況								
		開 示	一部 開示	非 開 示			却下	期間 延長	期限の 特例	取下げ
				非開示 情 報	不存在	存否応答 拒 否				
24	346	164	96	5	100	0	3	40	0	4
<b>25</b>	<b>348</b>	<b>140</b>	<b>103</b>	<b>3</b>	<b>123</b>	<b>0</b>	<b>3</b>	<b>30</b>	<b>0</b>	<b>7</b>

備考

1件の請求で複数の決定をしているものがあるため、請求件数と処理状況の件数の合計は一致しません。

### (2) 保有個人情報の訂正の請求

保有個人情報訂正の請求件数とその処理状況は、**表3**のとおりです。

**表3**

(単位：件)

年度	請求件数	処 理 状 況				
		訂正	一部訂正	訂正拒否	却下	取下げ
H24	1	0	0	1	0	0
<b>H25</b>	<b>3</b>	<b>1</b>	<b>0</b>	<b>1</b>	<b>1</b>	<b>0</b>

### (3) 保有個人情報の利用停止の請求

保有個人情報利用停止の請求件数とその処理状況は、**表4**のとおりです。

**表4**

(単位：件)

年度	請求件数	処 理 状 況				
		利用の停止	消去	提供の停止	利用停止拒否	取下げ
H24	1	0	0	0	1	0
<b>H25</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>

### 3 実施機関別の保有個人情報の開示の請求件数及びその処理状況

実施機関別の請求件数は、表5のとおりです。

表5

(単位：件)

実施機関		請求件数		処 理 状 況						
		24	25	開示	一部 開示	非 開 示			却下	取下 げ
						非開示 情 報	不存在	存否 応答 拒否		
市 長	会 計 室	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	市 長 室	5	7	6	0	0	2	0	0	0
	総務企画局	1	4	2	0	0	1	0	1	0
	財 政 局	6	6	1	2	1	3	0	0	0
	市 民 局	6	8	2	2	0	1	0	1	2
	こども未来局	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	保健福祉局	13	11	3	6	1	4	0	0	0
	環 境 局	1	8	6	0	0	2	0	0	0
	経済振興局	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	農林水産局	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	住宅都市局	27	11	4	4	0	4	0	0	0
	道路下水道局	4	3	1	2	0	0	0	0	0
	港 湾 局	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	区 役 所	250	242	87	77	1	93	0	1	5
	小 計	313	300	112	93	3	110	0	3	0
議 長		0	0	0	0	0	0	0	0	7
教 育 委 員 会		2	12	4	0	0	10	0	0	0
選 挙 管 理 委 員 会		0	0	0	0	0	0	0	0	0
人 事 委 員 会		0	0	0	0	0	0	0	0	0
監 査 委 員		0	0	0	0	0	0	0	0	0
農 業 委 員 会		0	0	0	0	0	0	0	0	0
固定資産評価審査委員会		0	0	0	0	0	0	0	0	0
公営企業 管 理 者	水道局	5	0	0	0	0	0	0	0	0
	交通局	2	7	7	1	0	0	0	0	0
消 防 長	消防局	21	18	16	2	0	0	0	0	0
地方独立行政法人 福岡市立病院機構		0	1	0	1	0	0	0	0	0
福岡市住宅供給公社		2	9	1	5	0	3	0	0	0
福岡市土地開発公社		1	1	0	1	0	0	0	0	0
市 長 以 外 小 計		33	48	28	10	0	13	0	0	0
合 計		346	348	140	103	3	123	0	3	7

備考

1件の請求で複数の決定をしているものがあるため、請求件数と処理状況の件数の合計は一致しません。

#### 4 保有個人情報の複写の状況及びその費用の徴収状況

保有個人情報の複写の状況及びその費用の徴収状況は表6のとおりです。

表6

区 分		24年度		25年度	
		数 量	金 額	数 量	金 額
用紙	モノクロ	2,921枚	29,210円	1,640枚	16,400円
	カラー	239枚	7,170円	184枚	5,520円
写真フィルム (印画紙に印画したもの)		0枚	0円	0枚	0円
スライド (印画紙に印画したもの)		0枚	0円	0枚	0円
フロッピーディスク		0枚	0円	0枚	0円
CD-R		0枚	0円	0枚	0円
録音カセットテープ		0巻	0円	0巻	0円
ビデオカセットテープ		0巻	0円	0巻	0円
総 計			36,380円		21,920円

備考

用紙に複写する場合 モノクロ1枚(片面)10円, カラー1枚(片面)30円,  
写真フィルム1枚30円, スライド1枚80円, フロッピーディスク1枚30円,  
CD-R1枚70円, 録音カセットテープ1巻170円, ビデオカセットテープ1巻170円。

#### 5 不服申立ての件数及びその処理状況

保有個人情報の開示, 訂正又は利用停止の請求に対する実施機関の決定や, 不作為について不服がある者は, 行政不服審査法に基づく不服申立てをすることができます。

平成25年度の不服申立ての件数と平成25年度の処理状況は, 表7のとおりです。

表7

(単位: 件)

区 分	件数	処 理 状 況					
		認容	一部認容	棄却	却下	取下げ	継続審議
平成24年度以前の申立て分(※)	4	0	0	4	0	0	0
平成25年度の申立て分	7	0	1	1	0	0	5
合 計	11	0	1	5	0	0	5

※ 平成24年度以前の申立て分で, 平成25年度に処理を行った分の件数であり, 平成24年度末までに処理が完了した分の件数は含まない。

## 6 個人情報保護審議会への諮問等の状況

個人情報保護審議会は、

- ① 個人情報の取扱いについて意見を述べ、
- ② 必要に応じて保有個人情報の維持管理に関する措置について報告を求め、及び意見を述べ、
- ③ 諮問された不服申立て事案について審議し、
- ④ 個人情報保護制度の運用に関する重要事項について、諮問に応じて答申し、及び建議することができます。

【福岡市個人情報保護条例第56条第2項】

③について、

平成25年度及び過年度分の不服申立てで、平成25年度に審議会で処理したもの等の概要は表8のとおりです。

表8

諮問の概要 (諮問第69号)	③不服申立て事案についての諮問
	平成〇年〇月〇日に郵送した手紙に対して電話連絡による回答へ至った書類
実施機関	福岡市教育委員会（指導部学校指導課）
決定年月日	平成24年3月28日
非開示理由	文書を作成していないため。
不服申立て年月日	平成24年6月20日
諮問年月日	平成24年5月22日
答申年月日	平成25年3月15日
答申内容	実施機関が非開示とした処分は妥当である。
裁決・決定年月日	平成25年4月3日
裁決・決定内容	棄却

諮問の概要 (諮問第70号)	③不服申立て事案についての諮問 福岡市教育委員会学校指導課の主任指導主事へ平成〇年〇月〇日に連絡した件についての、以後の対応の経緯についての書類
実施機関	福岡市教育委員会（指導部学校指導課）
決定年月日	平成24年3月30日
非開示理由	文書を作成していないため。
不服申立て年月日	平成24年6月21日
諮問年月日	平成24年5月28日
答申年月日	平成25年3月15日
答申内容	実施機関が非開示とした処分は妥当である。
裁決・決定年月日	平成25年4月3日
裁決・決定内容	棄却

諮問の概要 (諮問第71号)	③不服申立て事案についての諮問 介護保険に関する事務及び障がい者に関する事務における個人情報の利用停止
実施機関	福岡市長（城南区保健福祉センター福祉・介護保険課）
決定年月日	平成24年9月13日
利用停止拒否理由	福岡市個人情報保護条例第8条（収集に関する制限）及び第10条（利用及び提供に関する制限）に違反する状態になく、利用停止請求に理由がないため。
不服申立て年月日	平成24年9月25日
諮問年月日	平成24年10月24日
答申年月日	平成25年8月5日
答申内容	実施機関が利用停止拒否とした処分は妥当である。
裁決・決定年月日	平成25年8月27日
裁決・決定内容	棄却

諮問の概要 (諮問第72号)	③不服申立て事案についての諮問
	当方が依頼した、担当教諭から私の娘に対しての謝罪の場における、その内容を確認できる書類
実施機関	福岡市教育委員会（指導部学校指導課）
決定年月日	平成24年10月18日
非開示理由	文書を作成していないため。
不服申立て年月日	平成25年1月8日
諮問年月日	平成25年2月7日
答申年月日	平成25年8月28日
答申内容	実施機関が非開示とした処分は妥当である。
裁決・決定年月日	平成25年9月25日
裁決・決定内容	棄却

諮問の概要 (諮問第73号)	③不服申立て事案についての諮問
	開示請求者について記載した取扱注意文書
実施機関	福岡市長（保健福祉局高齢社会部介護サービス課）
決定年月日	平成25年3月26日
非開示理由	条例第20条第6号 市が行う事務に関する情報であって、開示することにより、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。
不服申立て年月日	平成25年4月17日
諮問年月日	平成25年4月25日
答申年月日	平成25年8月29日
答申内容	実施機関が一部開示とした処分は妥当である。
裁決・決定年月日	平成25年9月26日
裁決・決定内容	棄却

諮問の概要 (諮問第74号)	③不服申立て事案についての諮問
	診療報酬明細書及び調剤報酬明細書（医療機関に対して照会をしない事）
実施機関	福岡市長（城南区市民部保険年金課）
決定年月日	平成25年7月10日
非開示理由	条例第20条第1号 医療機関に対して意見照会をしない事を希望されている為、開示することにより今後の治療上の支障が生じるかなど、本人の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれについて確認ができないため。
不服申立て年月日	平成25年7月25日
諮問年月日	平成25年8月6日
答申年月日	—
答申内容	(審議中)
裁決・決定年月日	—
裁決・決定内容	—

諮問の概要 (諮問第75号)	③不服申立て事案についての諮問
	診療報酬明細書
実施機関	福岡市長（西区市民部保険年金課）
決定年月日	平成25年8月5日
非開示理由	条例第20条第1号 医療機関への診療報酬明細書の開示に関する意見を踏まえた結果、開示することが適切でないと判断したため。
不服申立て年月日	平成25年9月19日
諮問年月日	平成25年10月16日
答申年月日	—
答申内容	(審議中)
裁決・決定年月日	—
裁決・決定内容	—



諮問の概要 (諮問第76号)	③不服申立て事案についての諮問
	開示請求者が給食停止を依頼又は言及した旨の申請書類
実施機関	福岡市教育委員会（教育支援部健康教育課）
決定年月日	平成25年10月3日
非開示理由	文書が存在しないため。
不服申立て年月日	平成25年11月29日
諮問年月日	平成25年12月27日
答申年月日	—
答申内容	(審議中)
裁決・決定年月日	—
裁決・決定内容	—

諮問の概要 (諮問第77号)	③不服申立て事案についての諮問
	『学校給食人員変更届』備考欄記載の『不登校』の認定に至った根拠となる文書（認定の要件を満たしていることが確認できるもの）
実施機関	教育委員会（指導部学校指導課）
決定年月日	平成25年10月3日
非開示理由	文書が存在しないため。
不服申立て年月日	平成25年11月29日
諮問年月日	平成25年12月27日
答申年月日	—
答申内容	(審議中)
裁決・決定年月日	—
裁決・決定内容	—

諮問の概要 (諮問第78号)	③不服申立て事案についての諮問
	「児童扶養手当支給停止処分 一部取消通知書」中の記載事項
実施機関	福岡市長（東区保健福祉センター子育て支援課）
決定年月日	平成25年12月26日
訂正拒否理由	訂正する理由がない。
不服申立て年月日	平成26年2月12日
諮問年月日	平成26年3月10日
答申年月日	—
答申内容	(審議中)
裁決・決定年月日	—
裁決・決定内容	—

諮問の概要 (諮問第79号)	③不服申立て事案についての諮問
	東区役所子育て支援課からの電話連絡について、発言の根拠となる書類
実施機関	福岡市長（東区保健福祉センター子育て支援課）
決定年月日	平成26年1月17日
非開示理由	開示請求があったものは、児童扶養手当法第13条の2第1項について説明したものであり、個人情報を含んでおらず、開示請求に係る保有個人情報を保有していないため。
不服申立て年月日	平成26年2月12日
諮問年月日	平成26年3月10日
答申年月日	—
答申内容	(審議中)
裁決・決定年月日	—
裁決・決定内容	—

## 7 個人情報の取扱いに関する個人情報保護審議会への報告・照会・諮問等の状況

個人情報の取扱いについて審議会の意見を聴く場合は、「個人情報保護事務取扱要綱第 24 個人情報の公益上の取扱いに関する事務処理」の定めるところにより行っています。

### (1) 公益上の取扱いに関する基準に定める類型に該当する事案

個人情報の取扱いを行った後に、原則として審議会へ事後の報告を行う。報告があったものの概要については表 9 のとおりです。

表 9

(報告事案 29 号) 取扱いの概要	急患診療センター、急患診療所の利用者から見た小児一時救急医療の現状について調査するため、アンケート調査を実施するにあたり、福岡市立急患診療センターの指定管理者である福岡市医師会より、急患診療センターの受診者の氏名・住所の提供を受けたもの。
実施機関	福岡市長（保健福祉局保健医療部小児医療体制整備等担当）
報告年月日	平成 25 年 3 月 29 日
該当する基準の類型	【類型：1】【区分：(3)】【分類：ア】【該当事例及び解説：(ア)】
収集先（利用させる課）	福岡市医師会
提供先（利用する課）	保健福祉局保健医療部小児医療体制整備等担当
(報告事案 30 号) 取扱いの概要	生活保護の実施にかかる世帯認定のための基礎資料として、対象者の現住所および世帯構成の情報が必要であったため、照会したもの。
実施機関	福岡市長（博多区保健福祉センター保護第 2 課）
報告年月日	平成 25 年 5 月 16 日
該当する基準の類型	【類型：3 a】【区分：(1)】【分類：ア】【該当事例及び解説：(ア)】
収集先（利用させる課）	教育委員会教育環境部学事課
提供先（利用する課）	博多区保健福祉センター保護第 2 課
(報告事案 31 号) 取扱いの概要	本市からの転出者が、転出先市町村における事業の「紙おむつサービス」の利用希望をされたが、転出先市町村での支給決定において介護認定調査票が必要のため、本人の家族から要介護認定の資料提供に係る申出があったもの。
実施機関	福岡市長（城南区保健福祉センター福祉・介護保険課）
報告年月日	平成 25 年 7 月 9 日
該当する基準の類型	【類型：3 b】【区分：(2)】【分類：ア】【該当事例及び解説：(イ)】
収集先（利用させる課）	城南区保健福祉センター福祉・介護保険課
提供先（利用する課）	本人の家族

(報告事案 32 号) 取扱いの概要	傷病者の家族から、家族が緊急搬送された際の救急報告書の提供請求があり、本人は治療中で、本人の同意を得ることが事実上困難であるため、救急搬送における救急報告書（兼 救急救命処置録）を、家族へ任意提供したもの。
実施機関	消防長（消防局警防部救急課）
報告年月日	平成25年10月11日
該当する基準の類型	【類型：3 b】【区分：(2)】【分類：ア】【該当事例及び解説：(ウ)】
収集先（利用させる課）	消防局警防部救急課
提供先（利用する課）	救急搬送傷病者の家族

(報告事案 33 号) 取扱いの概要	本人の家族より、福祉介護施設への入所申込みのために必要として、介護認定の資料提供の申出があったことから、資料を提供したもの。
実施機関	福岡市長（中央区保健福祉センター福祉・介護保険課）
報告年月日	平成25年10月17日
該当する基準の類型	【類型：3 b】【区分：(2)】【分類：ア】【該当事例及び解説：(イ)】
収集先（利用させる課）	中央区保健福祉センター福祉・介護保険課
提供先（利用する課）	本人の家族

(報告事案 34 号) 取扱いの概要	傷病者の家族から、家族が救急搬送された際の救急報告書等の提供請求があり、本人は治療中で、本人の同意を得ることが事実上困難であるため、救急搬送における救急報告書等を家族へ任意提供したもの。
実施機関	消防長（消防局警防部救急課）
報告年月日	平成25年12月20日
該当する基準の類型	【類型：3 b】【区分：(2)】【分類：ア】【該当事例及び解説：(ウ)】
収集先（利用させる課）	消防局警防部救急課
提供先（利用する課）	救急搬送傷病者の家族

(報告事案 35 号) 取扱いの概要	傷病者の家族から、家族が救急搬送された際の救急報告書の提供請求があり、本人は治療中で、本人の同意を得ることが事実上困難であるため、救急搬送における救急活動記録票を家族へ任意提供したもの。
実施機関	消防長（消防局警防部救急課）
報告年月日	平成26年2月24日
該当する基準の類型	【類型：3 b】【区分：(2)】【分類：ア】【該当事例及び解説：(ウ)】
収集先（利用させる課）	消防局警防部救急課
提供先（利用する課）	救急搬送傷病者の家族

(報告事案 36 号) 取 扱 い の 概 要	福岡空港駅新 1 出入口建設工事の施工箇所周辺における井戸水使用者を把握する必要があり、迅速かつ円滑な事業の遂行及び市民への負担を軽減するために、道路下水道局総務部下水道料金課が保有する、井戸水使用者台帳を利用したものを。
実 施 機 関	福岡市交通事業管理者 (福岡市交通局建設部技術課)
報 告 年 月 日	平成 2 6 年 3 月 2 8 日
該当する基準の類型	【類型：3 a】【区分：(3)】【分類：ア】【該当事例及び解説：(ア)①②】
収集先 (利用させる課)	道路下水道局総務部下水道料金課
提供先 (利用する課)	福岡市交通局建設部技術課

(2) 公益上の取扱いに関する基準に定める類型に準じる事案

個人情報の取扱いについて、審議会会長の意見を聴くこととし、会長専決により処理を行います。審議会会長に照会があったものの概要については表10のとおりです。

表10

(照会事案第24号) 取扱いの概要	河川の護岸整備において、土地の境界確認及び借地が必要であることから、土地の所有者に境界確認及び借地の了承を求めるため、土地登記簿謄本に記載の住所から本人の所在を確認したが、その住所に居住しておらず、住民票・戸籍謄本等を公用請求したが、「該当なし」との結果であった。 このため、当該土地の所有者の所在を確認する手段として、固定資産税の納税通知送付先の住所及び氏名を利用しようとするもの。
照会年月日	平成25年4月17日
準じる基準の類型	【類型：3a】【区分：(2)】【分類：ウ】
収集先(利用させる課)	財政局税務部税制課
提供先(利用する課)	道路下水道局建設部河川課
回答年月日	平成25年4月17日
会長意見	本件については、公益上の必要性が認められることから、目的外利用をして差し支えない。 ただし、納税通知送付先の住所は、必ずしも当該土地の所有者の住所であるとは限らず、また、何らかの事情がある可能性もあり得ることから、利用については慎重かつ適切に行うよう十分配慮すること。また、個人情報の適正管理に留意すること。

<p>(照会事案第 25 号) 取 扱 い の 概 要</p>	<p>超高齢社会の到来に向け、アクティブエイジング（生涯現役社会づくり）を進める必要があることから、還暦の節目である 60 歳を主な対象者として、必要な情報や人に出会えるイベント（「還暦式」（仮称））を平成 26 年 3 月に開催することとしている。</p> <p>上記イベントの開催にあたり、60 歳の市民約 18,000 人に案内状を送付する必要がある。その事務に住民基本台帳（住所・氏名及び年齢に関する情報）を使用するもの。使用にあたっては、総務企画局企画調整部が市民局区政課から必要な情報を入手したうえで、市もメンバーとなる「還暦式（仮称）実行委員会」と委託契約を締結している受託事業者から、該当者に案内状を送付することとする。</p> <p>なお、実行委員会規約及び委託契約を策定・締結するにあたっては、個人情報の適切な取扱いに関する規定を盛り込む予定。</p>
<p>照 会 年 月 日</p>	<p>平成 2 5 年 1 0 月 2 2 日</p>
<p>準 じ る 基 準 の 類 型</p>	<p>【類型：3 a】【区分：(2)】【分類：ア】</p>
<p>収 集 先 (利 用 さ せ る 課)</p>	<p>市民局総務部区政課</p>
<p>提 供 先 (利 用 す る 課)</p>	<p>総務企画局企画調整部</p>
<p>回 答 年 月 日</p>	<p>平成 2 5 年 1 1 月 1 8 日</p>
<p>会 長 意 見</p>	<p>本件については、公益上の必要性が認められることから、目的外利用をして差し支えない。</p> <p>ただし、利用については慎重かつ適切に行うよう配慮し、個人情報の適正管理に十分留意すること。</p> <p>特に、「還暦式（仮称）実行委員会」及び受託業者における個人情報の取扱いについては、福岡市個人情報保護条例の各規定や「業務委託における個人情報及び情報資産の取扱いに係る措置の基準」を踏まえ、規約及び契約において個人情報の適切な取扱いに係る規定を盛り込むとともに、実施機関による具体的な指示など、十分な管理・監督を行うこと。</p>

(照会事案第 26 号) 取 扱 い の 概 要	<p>当課において計画している一般県道猪野土井線の道路整備において、土地（計 3 箇所）の境界確認が必要である。</p> <p>当該地のうち 2 箇所は法人所有であるが、解散しているため、清算人に境界確認を求めるべく、土地登記簿謄本に記載の住所から本人所在を確認したが、その住所には居住していなかった。</p> <p>また、土地所有者及び精算人の住民票・戸籍謄本を公用請求した結果、「除票」または「該当なし」との回答であった。</p> <p>このため、当該土地所有者の所在を確認する手段として、固定資産税の納税通知送付先の住所及び氏名の利用に関する個人情報の取扱いについて照会するもの。</p>
照 会 年 月 日	平成 2 5 年 1 2 月 1 6 日
準じる基準の類型	【類型：3 a】【区分：(2)】【分類：ウ】
収集先（利用させる課）	財政局税務部税制課
提供先（利用する課）	道路下水道局建設部東部道路課
回 答 年 月 日	平成 2 6 年 1 月 2 8 日
会 長 意 見	<p>本件については、公益上の必要性が認められることから、目的外利用をして差し支えない。</p> <p>ただし、納税通知送付先の住所は、必ずしも当該土地の所有者の住所であるとは限らず、また、何らかの事情がある可能性もあり得ることから、利用については慎重かつ適切に行うよう十分配慮すること。また、個人情報の適正管理に留意すること。</p>

(照会事案第 27 号) 取 扱 い の 概 要	<p>当課において計画している市道香椎花園線の道路整備において、土地（計 2 箇所）の境界確認が必要である。</p> <p>このことから、土地所有者に境界確認の了承を求めるべく、土地登記簿謄本に記載の住所から本人所在を確認したが、その住所には居住しておらず、住民票・戸籍謄本を公用請求した結果、「該当なし」との回答であった。</p> <p>このため、当該土地所有者の所在を確認する手段として、固定資産税の納税通知送付先の住所及び氏名の利用に関する個人情報の取扱いについて照会するもの。</p>
照 会 年 月 日	平成 2 5 年 1 2 月 1 2 日
準じる基準の類型	【類型：3 a】【区分：(2)】【分類：ウ】
収集先（利用させる課）	財政局税務部税制課
提供先（利用する課）	道路下水道局建設部東部道路課
回 答 年 月 日	平成 2 6 年 2 月 3 日
会 長 意 見	<p>本件については、公益上の必要性が認められることから、目的外利用をして差し支えない。</p> <p>ただし、納税通知送付先の住所は、必ずしも当該土地の所有者の住所であるとは限らず、また、何らかの事情がある可能性もあり得ることから、利用については慎重かつ適切に行うよう十分配慮すること。また、個人情報の適正管理に留意すること。</p>



(3) 上記の(1) (2)に該当しない事案

個人情報の取扱について、審議会へ諮問してその意見を聴くこととなっています。平成25年度の諮問件数は0件です。

## 8 個人情報の漏えい等の状況

平成25年度に報告された、個人情報の漏えい等の事案の件数は、表11のとおりです。

表11

(単位：件)

		漏えい等事案の件数							
		総件数	発生形態別						
			誤送付	誤交付	誤廃棄	紛失	ネット流出	盗難	その他
		<b>35</b>	<b>16</b>	<b>4</b>	<b>1</b>	<b>10</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>4</b>
規模別	1～5人	16	4	1	5	0	0	2	
	6～50人	0	0	0	3	0	0	2	
	51～100人	0	0	0	1	0	0	0	
	101～1000人	0	0	0	0	0	0	0	
	1001人以上	0	0	0	1	0	0	0	

上記の主な内容

- 平成25年4月 骨粗鬆症検査申込書兼入力票 19名分  
平成24年6月の受信申込者の個人情報を印字ミスしていた骨粗鬆症検査申込書兼入力票を廃棄せず、この申込書を使用し平成25年4月受信申込者に誤って送付したものの。
- 平成25年6月 選挙人名簿 426,604名分  
受託事業者から再委託を受けた事業者の社員が、選挙人名簿データ(DVD)を区役所へ搬送中に、バスに置き忘れたことによるもの。
- 平成25年5月 健康上配慮を要する生徒の状況一覧3ページ分を破ったうちの紙片 6枚分  
福岡市西区在住の中学校養護教諭が、健康上配慮を要する生徒の状況一覧を家庭用ごみ袋に入れ、自宅前に廃棄したところ、路上に紙片が散らばり、近隣の住民にその一部が発見されたもの。
- 平成25年6月 がん検診予約簿、肺がん・結核健診受付簿及び特定健診予約簿 計約55名分  
パソコン入力及び予約受付の際に、がん検診予約簿及び肺がん・結核健診受付簿の一部紛失にそれぞれ気づき、全ての予約簿を点検したところ、新たに特定健診予約簿の一部紛失が判明したものの。